

平成二十年四月二十八日提出
質問第三三七号

裁判員制度と介護保険制度に関する質問主意書

提出者
山井和則

裁判員制度と介護保険制度に関する質問主意書

今後、裁判員制度が予定されているが、「裁判員制度に関する意識調査」では、介護が必要な家族がいる場合、「義務でも参加したくない」と四二・四％の方が回答している。厚生労働省は「裁判員に参加することになった人は、介護保険制度を使ってヘルパーを頼んでほしい」と四月二日の産経新聞にコメントしている。そこで質問する。

一 家族を介護するために裁判員に参加しにくい者はどのように対応すればよいと厚生労働省は考えているのか。

二 裁判員に参加するために、家族を介護している者が介護保険制度を使ってヘルパーを頼んだ場合、利用者負担はどのようなようになるのか。何らかの補助はされるのか。

三 同居家族がいるために介護保険制度のヘルパーを頼むことができない市町村が多数存在するが、そのような市町村に居住する介護者は、裁判員に参加するにはどのように対応すればよいと国は考えるのか。

四 同居家族がいるために介護保険制度のヘルパーを頼むことができない市町村は全国に何自治体あるのか。把握していないならば、裁判員制度への参加状況を予測するためにも、当然把握しておくべきと考え

るがいかがか。

右質問する。